（参考）

補助事業者各位

事業承継・M&A 補助金事務局

「令和 6 年度補正予算 事業承継・M&A 補助金」の税務上の取扱いについて

事業承継・M&A 補助金事務局にて実施しておりました「令和 6 年度補正予算 事業承継・M&A 補助金」は国からの補助金を原資として、事業承継・M&A 補助金事務局から補助対象者に交付されるものであり、法人税法第 42 条及び所得税法第 42 条に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、当該補助金の交付を受けた事業者においては、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には（※）、法人税法第 42 条及び所得税法第 42 条の規定を適用することが出来ます。

（※）令和 6 年度補正予算 事業承継・M&A 補助金に係る補助金のうち、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第 42 条及び所得税法第 42 条の規定を適用することは出来ません。